

平成28年度介護老人保健施設指摘事項一覧

3事業所

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	費用徴収	○身体拘束に必要としたつなぎ服の費用を入所者に負担させていました。入所者から負担を求めることができる費用について再度確認するとともに、今後不適切な費用を徴収しないようにしてください。	都条例第42号第19条第3項、都条例施行規則第46号第8条第1項、都条例施行要領(施設サービス)第4の14(3)、22福保高施第2016号「入所者等から支払を受けることができる利用料等について(通知)」	1
2	身体拘束	○緊急やむを得ない場合であるかの三要件の組織としての検討や、必要な記録が行われないまま、つなぎ服による身体的拘束を行っている事例がありました。介護老人保健サービスの提供にあたって、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には三要件について十分に組織として検討するとともに、必要な記録については、拘束解除予定日の設定や拘束中の態様等を具体的に記録をしてください。	都条例第42号第21条第5項 都条例施行要領第4の16(2)	1
3	入浴	○年末年始において、1週間に2回以上入浴させ、又は清拭を実施できていませんでした。年末年始においても1週間に2回以上入浴させ、又は清拭を実施してください。	都条例第42号第25条第2項 都条例施行要領第4の20の(1)	1
4	褥瘡予防	○褥瘡予防のための指針が作成されておりました。当該施設における褥瘡予防のための指針を整備してください。	都条例第42号第25条第3項 都条例施行要領第4の20(3)④	1
5	事故報告	○事故が発生した場合の区への事故報告が適切に行われていない事例がありました。ついては、区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告してください。	都条例第42号第38条第2項	2
6	事故発生の防止	○平成28年度の研修計画において、事故防止に関する研修が1回しか予定されていませんでした。年2回以上の定期的な教育を開催するようにしてください。	都条例第42号第38条第1項、都条例施行規則第46号第10条第1号、第4号、都条例施行要領(施設サービス)第4の29④	1
7	非常災害対策	○年2回の消火・通報訓練及び避難訓練を実施していることが確認できない年がありました。訓練に係る消防計画の記載内容、運営規程の記載内容に整合性を持たせるとともに、記載内容に合致した訓練を行ってください。	都条例第42号第39条	1
8	栄養マネジメント 加算	○低栄養状態のリスクが高く、概ね2週間ごとにモニタリングが求められる入所者に対しても3月ごとにモニタリングを行っていました。それぞれの低栄養状態のリスクレベルに応じたモニタリング間隔の設定を行い、当該モニタリング間隔を栄養ケア計画に記載したうえで、モニタリングを行ってください。	厚告第21号別表2へ 老企第40号第2の6(19)	1
9		○入居時しか栄養スクリーニングが行われておらず、おおむね3月に一度の栄養ケア計画の見直しが行われておりませんでした。3月に一度スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行ってください。また、栄養スクリーニングの結果、計画に変更がない場合でも、その旨を記録に残してください。		1
10	経口維持加算	○誤嚥等が発生した場合の指針やマニュアル等が確認できず、管理体制の整備が明確なものとなっていませんでした。誤嚥等が発生した場合に、食事の中止、十分な排痰、医師又は歯科医師との緊密な連携等が迅速に行われる体制となるよう指針やマニュアル等を含め整備してください。あわせて食事観察会議等を行った際の記録が不十分でしたので、質の高い経口維持計画に繋がる会議録としてください。	厚告第21号別表2子(1) 老企第40号第2の6(21)	1
11		○6月を超えて当該加算を算定をする場合において、継続について入所者の同意を得ておらず、概ね1月ごとの医師又は歯科医師の指示がないまま算定している事例がありました。6月を超えて引き続き算定する場合は、継続について入所者の同意を得て、概ね1月ごとに指示を受け算定するとともに適切な加算算定となるよう、介護給付費及び利用者自己負担分の過誤調整を行ってください。また、医師又は歯科医師が、どのような検査方法で指示を出すに至ったか記録に残すようにしてください。		1
12	療養食加算	○腎臓病食の提供にあたって、塩分総量6.0g未満で提供されていないにも関わらず当該加算を算定している事例がありました。適切な療養食の提供が行えるよう管理栄養士が食事の提供を管理してください。当該加算については、適切な加算算定となるよう、介護給付費及び入所者自己負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第21号別表2ル 老企第40号第2の6(24)	1